

第 29 号 シティプロモーション啓発用トートバッグ 仕様書

1 業務の趣旨

イベント等で、ふるさと納税特産品ガイドや観光パンフレット等を確実に配布するため、実用性及びデザイン性を備えたオリジナルトートバッグを作成する。

本物品は、イベント終了後も受け取った者が日常生活の中で使用することにより本市の名称や魅力を折に触れて想起してもらうための啓発用グッズとして使用するものである。

そのため、作成に当たっては、物品としての品質に加え、日常使用に適したデザイン性、視認性及び本市らしさの表現を重視するものとする。

2 規格

購入物品名	第 29 号 シティプロモーション啓発用トートバッグ
本体素材	5 オンス以上の綿生地
本体カラー	ブラック、ナチュラル、生成り、ネイビー、グレー等の受注者が通常取り扱う標準色を基本とし、デザインとの調和及び印刷部分の視認性を踏まえ、発注者と協議のうえ決定すること。
本体サイズ	別添イメージ図で示されたサイズを基準とし、下記寸法以上のものとする。 使用時：約W 360 mm 以上×約H 370 mm 以上 マチ：約110 mm 以上 裁断・縫製による若干の寸法誤差は許容する。
本体持ち手サイズ	約幅 25 mm 以上×500 mm 以上
その他	ほつれ、破れ、著しい色むら、汚れ、異臭、印刷のかすれ・剥離等がないものとする。

3 印刷仕様

プリントサイズ	プリント可能範囲は、W 140 mm×H 140 mm 以上を確保すること。実際のデザインサイズ及び配置は、デザインとの調和、視認性及び日常使用のしやすさを踏まえ、発注者と協議のうえ決定すること。
プリントデザイン	(1) 受注者は、レイアウト、モチーフ、文字の扱い、本体カラー又はインク色の組合せが異なるデザイン案を 3 案以上提案すること。 (2) 各デザイン案は、次の条件を満たすものとする。 ① イベント終了後も日常的に使用しやすい意匠であること。 ② 過度に広告色の強い表現を避けつつ、近江八幡市の名称又は「OMIHACHIMAN」等の表記により、本市の啓発物であることが自然に認識できること。

	③ 八幡堀、水郷、近江牛、歴史的町並み、自然、食、観光資源等、本市の魅力を想起させる要素を取り入れること。 ④ 文字、図柄、余白、配置及び全体のバランスに配慮し、トートバッグとして日常的に使用しやすいデザインとすること。 ⑤ 文字や図柄が見やすく、判別しやすいものとする。 (3) 受注者は、各デザイン案について、使用したモチーフ、デザインの意図、本体カラー及びインク色の組合せを簡潔に説明すること。 (4) 採用するデザイン案は、発注者が選定する。受注者は、採用案について、発注者の指示に基づき、配置、文字、図柄、余白、サイズ、表現内容等の修正を行うこと。これらのデザイン制作、修正、版下作成、校正、サンプル作成及び印刷に要する費用は、契約金額に含むものとする。 (5) 受注者は、量産前に、本体カラー、インク色、印刷位置、印刷サイズ及び仕上がりを確認できる現物サンプル又は印刷見本を提出し、発注者の承認を得た後でなければ量産してはならない。 (6) 発注者が、提出されたデザイン案について、本項の条件に適合しないと認める場合、受注者は、契約金額の範囲内で必要な再提案又は修正を行うものとする。
プリント方法	(1) プリント方法は、単色のシルクスクリーン印刷とすること。 (2) インク色は発注者と協議のうえ決定する。 (3) 印刷面は片面1か所とする。 (4) 印刷箇所は、別添イメージ図を基準とする。

4 数量

7,100 枚。うち 7,000 枚を配布用、100 枚を予備とする。

5 契約に含まれる費用負担

- (1) 物品代
- (2) 印刷費（デザイン制作、修正、版下作成、印刷、校正及びサンプル作成に要する費用を含む）
- (3) 納品にかかる費用

6 特記事項

- (1) 納品は段ボール梱包とし、下記事項を記すシール等（A 6 サイズ以上）を底面を除く 5 面（計 5 か所）に貼付すること。

記載事項

- ①納品日、②物品名、③枚数、④受注者名、⑤通し番号／全体数

- (2) 納品に当たっては、発注者の日常業務に支障が出ないように、短時間での搬入ができるよう人員配置すること。
- (3) 納品時の検査において、汚損、破損、縫製不良、印刷不良、数量不足その他仕様に適合しないものが確認された場合、受注者は、発注者の指示に従い、不適合品を無償で交換又は補納すること。なお、同一の不良が多数確認され、納品物全体の品質に疑義がある場合は、発注者と受注者が協議のうえ、必要な対応を行うものとする。

7 納期及び納品場所

- (1) 納期及び数量 令和8年10月2日（金） 7,000 枚及び予備 100 枚
- (2) 納品場所 近江八幡市役所魅力発信課（近江八幡市桜宮町 236 番地）

8 その他

- (1) 規格を満たすことが確認できるカタログ等を提出すること。
- (2) 受注者は、デザイン、イラスト、フォント、写真、アイコンその他使用素材について、第三者の著作権、商標権その他の権利を侵害しないものを使用すること。
- (3) 採用されたデザインの著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、納品完了をもって発注者に帰属するものとする。
- (4) 受注者は、発注者及び発注者が指定する者に対し、採用されたデザインに係る著作権人格権を行使しないものとする。
- (5) この仕様書に変更が生じた場合は、別途通知する。なお、契約金額及び納期に影響を及ぼさない軽微な仕様の変更は、変更契約の対象としない。
- (6) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ決定する。

【別添】イメージ図

